



大阪府青少年健全育成条例

子どもたちを健やかに育てるために
ダメなものダメ! とハッキリ言える大人に。

大人の責任

大阪府青少年健全育成条例

青少年を健やかに育むために 社会全体で取り組んでいきましょう。

現在の青少年を取り巻く状況には厳しいものがあり、青少年の健全な成長を阻害する有害な情報や危険があふれるなど、さまざまな問題が生じています。

青少年が犯罪の被害に遭ったり、非行や犯罪を犯す背景に青少年の行動に対する大人の無関心さや大人自身の規範意識の低下が指摘されるなど、「大人の責任」が問われています。

次代を担う青少年が健やかに育つことは、私たち大人全ての願いです。

そのための取組みの一つとして、大阪府では大阪府青少年健全育成条例(※)を制定し、社会環境づくりや青少年の健全な成長を阻害する行為から青少年を守るために必要な規制等について定めています。

青少年を支え、導くことは社会全体の責務であることを改めて自覚し、保護者・地域住民・学校・青少年健全育成団体・事業者など、全ての府民が一丸となって、青少年を健やかに育んでいきましょう。



※大阪府青少年健全育成条例における「青少年」とは、18歳未満の者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)をいいます。



大阪府青少年健全育成条例

目次

平成30年改正 …平成30年3月に改正した項目です。
平成31年改正 …平成31年3月に改正した項目です。
令和2年改正 …令和2年3月に改正した項目です。

序章

・青少年を健やかに育むために 1

社会環境の整備

青少年の健全な育成に向けた社会環境づくりを社会全体で推進するために、必要な規制について定めています。

・青少年に有害な図書類の指定及び販売等の禁止	3
・有害広告物に対する措置命令	
・有害図書類の区分陳列	5
・青少年に有害な玩具刃物類の指定及び販売等の禁止	7
・有害玩具刃物類に対する勧告及び命令等	
・図書類等の自動販売機等による販売又は貸付けの届出等	9
・自動販売機等への有害図書類等の収納の禁止	
・設置場所に係る努力義務	
・物品の買受け、質受け等の禁止	10
・着用済み下着の買受け等の禁止	
・夜間営業を行う施設への立入制限等	11
・夜間に外出させない保護者の努力義務	12
・夜間の連れ出し等の禁止	
平成30年改正・有害役務営業に関する規制	13
・インターネット上の有害情報に係る努力義務	15
平成30年改正・携帯電話端末等による有害情報の閲覧の防止措置	17
・携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する勧告及び公表	
・出会い系サイト広告における図書類発行業者の努力義務	18

健全な成長を阻害する行為からの保護

青少年の健全な成長を阻害する行為から、青少年を守るために必要な規制について定めています。

令和2年改正・淫らな性行為、わいせつな行為の禁止	19
平成31年改正・勧誘行為の禁止／児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止	
・場所の提供の禁止	
・子どもの性的虐待の記録に係る努力義務	20

青少年を取り巻く大人の責務

社会全体で青少年を健全に育むために、それぞれの立場からの責務について定めています。

・青少年健全育成のための施策の策定・実施	21
・規範意識の向上に関する保護者等の責務	22
・青少年健全育成団体等への協力要請	
・自主規制規約	

大阪府青少年健全育成条例・施行規則

見せない

青少年に有害な図書類の指定及び販売等の禁止

条例第13・14条

図書類の販売、貸付け又は閲覧・視聴させることを業とする者は、第13条第1項および第2項のいずれかに規定する図書類(以下「有害図書類」)を青少年に販売・貸付け・頒布・贈与若しくは青少年の物品と交換又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させてはなりません。

違反した場合 30万円以下の罰金

また何人も、上記で禁止されていることを行わないよう努めなければなりません。

有害図書類とは

個別指定

大阪府青少年健全育成審議会の答申をうけて個別に指定します。(第13条第1項)

- 青少年の性的感情を著しく刺激し、青少年の健全な成長を阻害するもの
- 青少年の粗暴性又は残虐性を著しく助長し、青少年の健全な成長を阻害するもの
- 青少年の犯罪を著しく誘発するおそれがあり、青少年の健全な成長を阻害するもの

包括指定

一定基準を満たすものは審議会の答申を経ず、有害図書類とします。(第13条第2項)

■ 書籍・雑誌等

全裸又は半裸での卑わいな姿態、性交又はこれに類する性行為で下記の内容を掲載するページ(表紙含む)の数が、総ページ数の1/10以上又は合わせて10ページ以上を占めるもの。

■ ビデオテープ・CD-ROM・DVD等

全裸又は半裸での卑わいな姿態、性交又はこれに類する性行為で下記の内容を描写した場面が合わせて3分を超えるもの。

団体指定

図書類の製作又は販売を行う者の組織する団体で、知事が指定するものが審査し、青少年の閲覧、視聴等を不適当と認めたもの(P4のマーク)

第13条
第2項で
定めている
基準

1 全裸又は半裸での卑わいな姿態で、次に掲げるもの(陰部又は陰毛を覆い、ばかし、又は塗りつぶしている場合を含む。)

(イ) 陰部又は陰毛を露出し、又は強調した姿態 (ロ) でん部を露出し、又は強調した姿態 (ハ) 自慰の姿態

(ニ) 女性の排せつの姿態 (ホ) 陰部、胸部又はでん部へのせつばん又はこれらへの愛ぶの姿態

2 性交又はこれに類する性行為で、次に掲げるもの(陰部又は陰毛を覆い、ばかし、又は塗りつぶしている場合を含む。)

(イ) 性交又は性交を明らかに連想させる行為 (ロ) サディズム又はマゾヒズムによる性行為

(ハ) 強姦若しくは強姦を明らかに連想させる行為又は強制わいせつ行為

有害広告物に対する措置命令

条例第22条

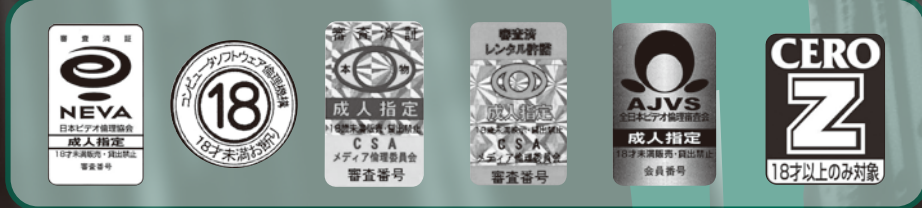
道路や公衆の通行に利用される場所から、見えるように表示された広告物が大阪府青少年健全育成条例第13条第1項のいずれかに該当するときは、広告主又は管理する者に対し、期限を定めて、広告物の内容を変更するなどの命令を行います。

違反した場合 30万円以下の罰金

18歳未満の方に対して、ここに陳列してある雑誌等を販売したり閲覧させることは禁止されています。

はっきりと
掲示してください

これらのマークがついたビデオテープやDVD、家庭用ゲームソフト、パソコンソフト等は有害図書類となります。

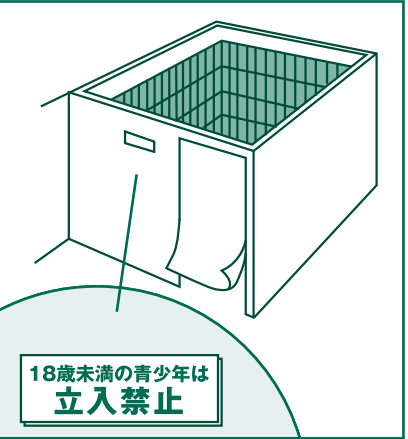


有害図書類の区分陳列

条例第15条

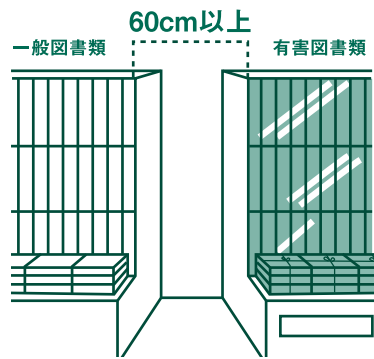
図書類の販売、貸付け又は閲覧・視聴させることを業とする者は、下図のいずれかの方法により有害図書類を他の図書類と区分して、店内の容易に監視できる場所に陳列しなければなりません。

1 青少年を自由に出入りさせないための間仕切り等で仕切り、内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に陳列する。

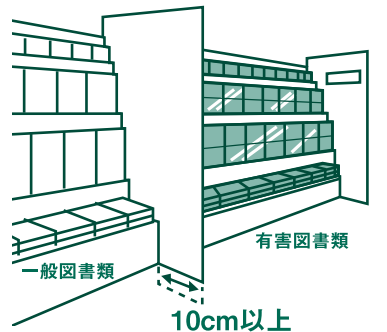


2 ビニール包装、ひも掛けその他これらに準ずるものとして知事が認める方法により、容易に閲覧できない状態にし、次のイ～ロの方法により陳列する。

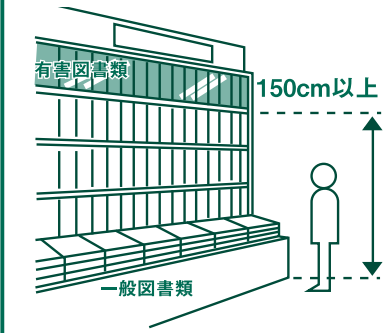
イ 他の陳列棚と60cm以上離して設置した棚に、陳列する。



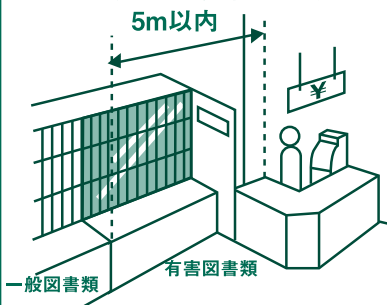
ロ 10cm以上張り出す仕切り板（透けて見えない材質のものに限る）を設け、その間に陳列する。



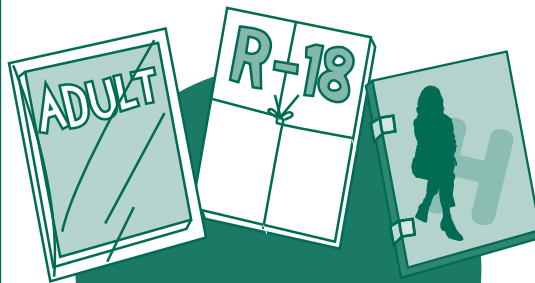
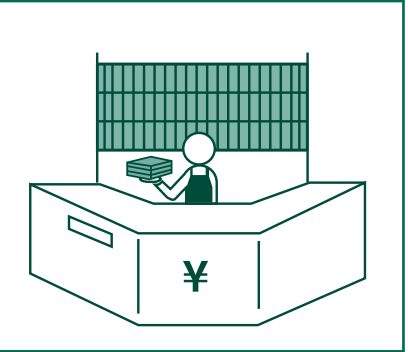
ハ 床面から150cm以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして陳列する。



ニ 図書類の販売又は貸付けに従事する者が常駐する場所から5m以内にあり、当該者が直接見て監視できる場所に陳列する。



3 図書類の販売、貸付け、又は閲覧等に従事する者が常駐するカウンターの上、又は内部に図書類を購入等する者が有害図書類に直接触れることができない状態にして陳列する。



2 の方法で陳列する場合ビニール包装、ひも掛け、テープによる2点留めが必要です。

有害図書類を陳列する場所には、青少年に販売、貸付け、閲覧等させることができない旨を見やすいように掲示しなければなりません。

■掲示例

大阪府青少年健全育成条例により、18歳未満の方に対して、ここに陳列してある雑誌等を販売したり閲覧させることは禁止されています。

これらのことに違反していると認められた場合、その事業者又は有害図書類を管理する者に対して期限を定めて改善の勧告を行い、従わない場合は、従わなかった者の氏名又は名称、勧告内容等を公表します。公表後、改善されない場合は命令を行います。

また、公表後1年以内に再度違反した場合は勧告、公表を経ず、命令を行います。

違反した場合30万円以下の罰金

持たせない

青少年に有害な玩具刃物類の指定及び販売等の禁止

条例第16・17条

玩具刃物類の構造又は機能が人の身体に危害を及ぼすもののほか、いわゆる「大人のおもちゃ」も青少年に有害な玩具刃物類となります。これらの有害玩具刃物類を青少年に対して販売、貸付けること等を禁止します。

大人のおもちゃ

- 性器を露骨に表現し、又は容易に連想させる形状の玩具刃物類
- 専ら自慰行為又は性行為のために用いることが明らかである玩具刃物類

違反した場合 30万円以下の罰金

また何人も、上記で禁止されていることを行わないよう努めなければなりません。

有害玩具刃物類に対する勧告及び命令等

条例第18条

玩具刃物類の販売等を業とする者は、有害玩具刃物類（大人のおもちゃに限る）を下図の方法により陳列しなければなりません。

間仕切り等で仕切り、内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に陳列する。

18歳未満の青少年は
立入禁止

違反した場合、その事業者に対して期限を定めて陳列場所・方法などを変更するよう勧告します。また、勧告に従わなかった場合は、その勧告に従うよう命令を行います。

違反した場合 30万円以下の罰金

既に指定されている青少年に有害な玩具刃物類

品名	構造／機能
玩具空気銃	レバー等をもって空気圧縮ポンプを動作し、圧縮された空気の利用して弾丸を発射させるもの 当該玩具空気銃用の弾丸を装てんし、発射した場合において、発射された弾丸の有する単位面積当たりのエネルギーが銃口の直前で0.07kgm/cm ² 以上のもの （告示）昭59.12.19 大阪府告示 第1438号
バネ式銃	レバー等をもってバネを圧縮し、その反動力を利用して弾丸を発射させるもの 当該バネ式銃用の弾丸を装填し、発射した場合において、発射された弾丸の有する単位面積当たりのエネルギーが銃口の直前で0.07kgm/cm ² 以上のもの （告示）昭59.12.19 大阪府告示 第1438号
スリングショット	腕あてで固定し、握りから角状に出る二本の棒（ゴム固定金具等が付加されたものを含む。）に取り付けられたゴムの弾力を利用して弾丸、矢その他これらに類する物（以下「弾丸等」という。）を発射させるもの 当該スリングショットのゴムを最大限に近い状態に引き伸ばし、弾丸等を発射した場合において、発射された弾丸等の有する発射直後の単位面積当たりのエネルギーが0.07kgm/cm ² 以上のもの （告示）昭59.12.19 大阪府告示 第1438号
玩具錠	金属又はプラスチックで作られ、手の自由を拘束することが可能な内径のちようつがい式二輪の各輪を相互に連結した形状を有するものであって、特定の鍵によってのみ解錠（かいけん）可能なもの（回転止め装置を有するものを含む。） 手の自由を拘束する （告示）昭59.12.19 大阪府告示 第1438号
モデルあいくち	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第17条の4に規定するあいくちに著しく類似する形態を有するもの 刃はないが先端が鋭利であり、殺傷能力を有する （告示）昭59.12.19 大阪府告示 第1438号
圧縮ガス銃 圧縮ガス拳銃	密閉容器に充てんされた圧縮ガスの力を利用して弾丸を発射させるもの 当該圧縮ガス銃及び圧縮ガス拳銃用の弾丸を装てんし、発射した場合において、発射された弾丸の有する単位面積当たりのエネルギー値が銃口の直前で0.07kgm/cm ² 以上のもの （告示）昭61.4.4 大阪府告示 第546号
スリングピストル	プラスチック製の握りの上部に接続して設けられた円筒に固定された袋型ゴムの弾力を利用して、弾丸その他これらに類する物（以下「弾丸等」という。）を発射させるもの 当該スリングピストルの袋型ゴムを最大限に近い状態に引き伸ばし、弾丸等を発射した場合において、発射された弾丸等の有する発射直後の単位面積当たりのエネルギー値が銃口の直前で0.07kgm/cm ² 以上のもの （告示）昭61.4.4 大阪府告示 第546号
特殊警棒	金属製の伸縮式護身具で、通常は握り部分に突出部が収納されているが、使用に際し強く振ると、当該部分が飛び出す構造になっているもの 伸長した状態で人体に対して打撃を加えた場合、殺傷能力を有する （告示）昭61.10.31 大阪府告示 第1463号
バタフライナイフ	さやが刃体との接合部を軸として、刃体のみね側の部分と刃先側の部分の二つに分かれることによって開刃され、分かれたさやがそれぞれ半回転し、柄を兼ねるナイフ 開刃した状態で人体に対して刺す、切る等の行為を加えた場合、殺傷能力を有する （告示）平10.4.1 大阪府告示 第564号
両刃ナイフ （ダガーナイフ等）	鍔（しのぎ）を中心として左右が対称な両刃の刃体を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの （告示）平20.9.25 大阪府告示 第1691号 ※銃刀法改正（平成21年1月5日施行）により刃渡り5.5cm以上の剣（両刃のナイフ）が所持禁止になりました。

（注）玩具空気銃、バネ式銃、スリングショット、圧縮ガス銃、圧縮ガス拳銃、スリングピストルの機能は、銃口等から約3mの距離にある四隅を支え持った状態の新聞紙5枚以上を貫通する威力を有するものに相当します。

図書類等の自動販売機等による販売又は貸付けの届出等 条例第19条

図書類又は、玩具刃物類の販売・貸付を、自動販売機・自動貸出機により行おうとする者は、あらかじめ規則で定める事項を知事に届け出なければなりません。

また届出内容の変更や販売・貸付をやめたときも、届け出なければなりません。

※上記の届出を行い交付された表示票は、設置する自動販売機等の見やすい箇所に貼り付けなくてはなりません。

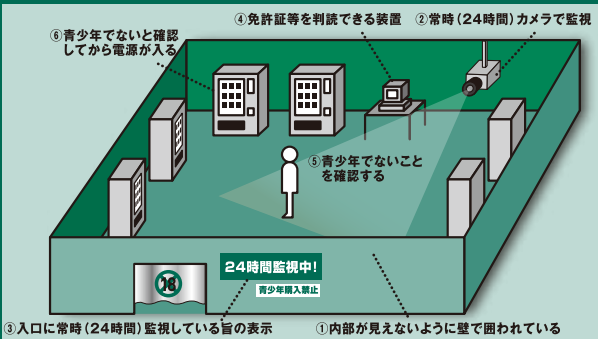


届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 科料

自動販売機等への有害図書類等の収納の禁止 条例第20条

事業者は、有害図書類又は有害玩具刃物類を自動販売機等に収納してはいけません。

すでに自動販売機等に収納した図書類等が有害図書類等に該当することとなったときは、直ちに有害図書類等を撤去しなければなりません。ただし、次のいずれかの場合は、本条例の適用除外となります。



1 法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置している場合 2 上記のすべての要件を満たしている場合

これらのことに違反した場合、その事業者に対して期限を定めて、有害図書類等の撤去を命令します。

違反した場合 30万円以下の罰金

設置場所に係る努力義務 条例第21条

学校(幼稚園及び大学を除く。)の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内には、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある図書類等を収納する自動販売機等を設置しないように、努めなければなりません。

物品の買受け、質受け等の禁止 条例第23条

古物商は、青少年から物品を買い受けたり、売買の仲介をしてはいけません。

質屋は、青少年から物品を質に取って金銭を貸し付けてはいけません。

※青少年が保護者と同伴する場合、又は保護者の承諾を得ていると認められる場合を除きます。

違反した場合 30万円以下の罰金

●古物商又は質屋は、物品の売却等又は質置き等を申し出た者が明らかに青少年でないと認められる場合を除き、身分証明書等の提示を求める等の方法により、青少年でないことを確認しなければなりません。

着用済み下着の買受け等の禁止 条例第40・43条

何人も、青少年から着用済み下着(青少年がこれに該当すると告げたものも含みます。)を買ったり、売却の依頼を受けたり、売買の仲介をしてはいけません。

また、このような行為が行われることを知って、その場所を提供してはいけません。

違反した場合 30万円以下の罰金



立ち入らせない

夜間営業を行う施設への立入制限等

条例第24条

遊技場（ゲームセンター）、ボウリング場、カラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェの営業者は、夜間に青少年を当該施設に立ち入らせてはなりません。

対象となる青少年の区分	立ち入らせてはならない時間帯
●16歳未満の者	午後7時～翌日の午前5時
●16歳未満の者で保護者同伴の場合	
●16歳未満の者に、保護者の承諾を得た指導者の監督のもと、ボウリング競技又はその練習を行わせる場合	
●16歳以上18歳未満の者	
	午後10時～翌日の午前5時

違反した場合 30万円以下の罰金

夜間立入制限施設の営業者は、入口の見やすいところに、青少年の立入制限の掲示をしなければなりません。

■掲示例

大阪府青少年健全育成条例により、次のとおり夜間の青少年の入場をお断りいたします。

16歳未満の方	午後7時から翌日の午前5時まで
16歳未満で保護者が同伴されている方 16歳以上18歳未満の方	午後10時から翌日の午前5時まで

このため、当店ではお客様の年齢を確認させていただくことがあります。
皆様のご協力をお願いします。

違反した場合 10万円以下の罰金

夜間に営業を行う者（コンビニエンスストア等）は、上記の時間帯に施設・敷地内にいる青少年に帰宅を促すように努めなければなりません。

外出させない

夜間に外出させない保護者の努力義務

条例第25条

保護者は、通勤・通学その他正当な理由がある場合を除き、夜間に青少年を外出させないように努めなければなりません。

対象となる青少年の区分	外出させてはならない時間帯
●16歳未満の者	午後8時～翌日の午前4時
●16歳以上18歳未満の者	午後11時～翌日の午前4時

夜間の連れ出し等の禁止

条例第41条

何人も、保護者の承諾等を得ずに夜間（上記の時間帯）に青少年を連れ出し、同伴し、とどめてはいけません。

（電話、メール等での呼び出しによる場合も含みます。）

違反した場合 30万円以下の罰金

夜間には
危険がいっぱい！

青少年が夜間に外出し、犯罪の被害者、加害者となるケースが後を絶ちません。また、犯罪に巻きこまれる青少年の低年齢化が進んでいます。青少年の夜間外出の原因に保護者の無関心があげられます。「何時に家に戻ったかわからない。」「塾が何時ごろ終わるのかわからない。」そんな保護者の無関心さが青少年を外に追いやってしまうこともあるのです。青少年を犯罪の被害者、加害者にしないためにも夜間は外出させないように努めましょう。

家族と過ごす
時間を
大事にしたいな

近づけさせない

いわゆる「JKビジネス」とは、女子高校生等が接客サービスをすることを売り物とする営業形態です。青少年に悪影響を及ぼすおそれがあるものとして、次のような営業を「有害役務営業」と定義し、これに必要な規則を行います。

平成30年改正

有害役務営業（店舗型・無店舗型）

条例第3条

次のような営業形態であって、客の性的好奇心をそそおそれがあるもの

いわゆる「リフレ」



専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業

いわゆる「撮影、見学・作業所」



専ら客に異性の姿態を見せる役務を提供する営業

いわゆる「コミュニケーション」



専ら異性の客に、従業員との会話の機会を提供し、又は従業員と遊興をさせる営業

いわゆる「散歩」



従業員を専ら異性の客に同伴させる営業

いわゆる「喫茶、ガールズバー・居酒屋」（店舗型のみ）



飲食営業のうち、水着、下着その他露出が高い衣服を従業員に着用させる等の営業

※風適法に基づく許可又は届出が必要な営業を含みます。

有害役務営業を営む者の禁止行為等

条例第26条

- 有害役務営業者が次の行為を行うことを禁止します。
- 青少年を接客業務に従事させること
 - 青少年を客として立ち入らせること（無店舗型の場合は、青少年を客とすること）
違反した場合 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - 有害役務営業者は、広告宣伝の際に、青少年の営業所への立ち入りを禁止する旨（無店舗型の場合は、青少年が客となることを禁止する旨）を明示しなければなりません。
 - 店舗型有害役務営業者は、営業所の入口の見えやすいところに青少年の立入りを禁止する旨の掲示をしなければなりません。

有害役務営業に係る勧誘行為等の禁止

条例第27条

青少年に対して「有害役務営業」の…	青少年に「有害役務営業」の…
●接客業務に従事するよう勧誘すること ●客となるよう勧誘すること ●広告文書等を配布すること	●接客業務に従事するよう勧誘させること ●客となるよう勧誘させること ●広告文書等を配布させること

違反した場合 30万円以下の罰金

従業者名簿の備付け義務

条例第28条

- 有害役務営業者は、従業者の氏名、住所、生年月日等を記載した従業者名簿を備付け、退職後も3年間保存しなければなりません。
違反した場合 10万円以下の罰金

有害役務営業の営業停止命令等

条例第29条

知事は、有害役務営業者等が上記の禁止事項に違反した場合は、6月を限度とする営業停止命令及び店舗名等の公表をすることができます。

命令に違反した場合 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

アクセスさせない

インターネット上の有害情報に係る努力義務 条例第31条

- 保護者の努力義務
保護者は、携帯電話やパソコンなどの端末装置を青少年に利用させるに当たっては、フィルタリングソフトの活用その他の適切な方法により、有害情報の視聴を防止するよう努めなければなりません。また、保護者自らがインターネット上の情報の特質について理解し、青少年が有効にインターネットを利用するために、有害情報についての適切な判断能力を発達段階に応じて身に付けさせるよう努めなければなりません。
- 事業者の努力義務
端末装置の販売又は貸付けを業とする者（パソコン・携帯電話の販売等）及びインターネット接続役務提供事業者（インターネットプロバイダ等）は、その事業活動を行うに当たっては、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧等することを防止するために、フィルタリングソフトに関する情報等、必要な情報を提供するように努めなければなりません。
- インターネット利用環境の整備
学校、図書館等の公共施設や、インターネットカフェなど不特定多数の人が利用できるパソコンを設置する者は、青少年がそのパソコンでインターネットを利用するときは、フィルタリングソフトの活用等適切な方法により、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある情報の視聴を防止するよう努めなければなりません。



サイトの利用
軽い気持ちに加害者に
知らないうちに被害者に



携帯電話 使いすぎは
学習や健康のさまたげ

フィルタリングソフトとは

インターネット上の情報について、一定の条件により、受信するかどうかを選択できる機能を有するソフトウェアのことをフィルタリングソフトといいます。フィルタリングには、①市販のフィルタリングソフトを購入し、パソコンにインストールする、②ブラウザ（Microsoft Internet Explorerなどのウェブページ閲覧ソフト）の中のフィルタリング機能を設定する、③加入しているプロバイダのフィルタリングサービスを利用する等の方法があります。また、携帯電話会社には、青少年インターネット環境整備法により、フィルタリングサービスの利用を条件として携帯電話を販売することが義務付けられています。（平成21年4月より）

- | フィルタリング紹介サイト
- 総務省「フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）をご存知ですか？」
▶ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/filtering.html
- （一社）電気通信事業者協会「有害サイトアクセス制限サービス」
▶ <http://www.tca.or.jp/mobile/filtering.html>

携帯電話
持つ前に 持たせる前に話し合い

ケータイのフィルタリング
子どもを守る すぐれもの

平成30年改正

携帯電話端末等による有害情報の閲覧の防止措置

条例第33条

携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（携帯電話事業者及び契約代理店）は、携帯電話端末等（※）の利用者が青少年である携帯電話インターネット接続役務提供契約の締結をしようとする際に、以下の手続きを行わなければなりません。

（※）携帯電話端末等とは、いわゆるガラケー、スマートフォン、携帯電話回線を利用してインターネットに接続可能なタブレット、携帯ゲーム機、PHS等が該当します。

携帯電話端末等の利用者が青少年である場合

携帯電話インターネット接続役務提供事業者等

保護者又は契約締結者の青少年に以下について説明し、説明書を交付しなければなりません。

①有害情報を閲覧する可能性がある旨

②フィルタリングサービス及びフィルタリング有効化措置の必要性と内容

③フィルタリングサービスを利用しない場合の危険性

（青少年インターネット環境整備法第14条各号）

説明書の交付は電磁的方法により行うこともできます。（メール送信、WEBページ表示等）

保護者がフィルタリングサービス、フィルタリング有効化措置を利用しない場合

フィルタリングサービスに加入・フィルタリング有効化措置を実施

保護者

•フィルタリングサービスを利用しない理由等を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等へ提出

•フィルタリング有効化措置を利用しない理由等を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等へ提出

書面の提出は電磁的方法により行うこともできます。

携帯電話インターネット接続役務提供事業者等

下記のいずれかの条件を満たすまで書面を適切に保存・管理を行ってください。

①契約終了・解除の場合 ②利用者が18歳に達した場合

書面の保存は電磁的方法により行うこともできます。

携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する勧告及び公表

条例第34条

事業者が上記の事項に違反していると認められた場合、必要な措置をとるよう勧告します。また、勧告に従わなかった場合は、該当する事業者の氏名又は名称、住所、勧告内容を公表します。

利用させない

無届業者の広告を掲載させない

出会い系サイト広告における図書類発行業者の努力義務

条例第37条

図書類の発行を業とする者は、発行する図書類にいわゆる出会い系サイト事業に係る広告を掲載する場合は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（いわゆる出会い系サイト規制法）に基づく届出業者かどうかを確認し届出がされていない場合は掲載しないように努めなければなりません。

「出会い系サイト」を利用した結果、18歳未満の少年少女が犯罪に巻き込まれるケースが現在も後を絶ちません。また、そのほとんどを中高生が占めています。こういった被害を減らすためにも、大人が努力しましょう。



インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（いわゆる出会い系サイト規制法）

- 「児童」とは18歳に満たないもので、大阪府青少年健全育成条例の「青少年」と同じです。
- 事業の届出
事業を行おうとする者は、都道府県公安委員会に届出をしなければなりません。
 - 児童の利用禁止の明示
 - 事業者が広告又は宣伝を行う場合、児童が利用してはならない旨を表示しなければなりません。特に、電子メールにより行う場合には、メール表題部に「18禁」と明記することが義務づけられています。
 - 児童でないことの確認
事業者は、異性交際希望者（サイト利用希望者）が児童でないことの確認を下記のいずれかの方法により行わなければなりません。
 - ・サイト利用希望者の運転免許証、健康保険証その他年齢又は生年月日を証するもので、年齢を確認する。
 - ・クレジットカードによる支払など児童が通常利用できない方法によって料金を支払う旨の同意を受ける。

禁止

令和2年改正

淫らな性行為、わいせつな行為の禁止

条例第39条

何人も青少年に対して、次の行為を行ってははいけません。

- 青少年に金品などを渡して、又は約束をして性行為やわいせつな行為を行うこと。
- 青少年を威迫し欺き、困惑させるなど未成熟に乗じた不当な手段を用いて性行為やわいせつな行為を行うこと。青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として性行為又はわいせつな行為を行うこと。
- 青少年に売春若しくは刑罰法令に触れる行為を行わせる目的又はそのような行為を行わせるおそれのある者に引き渡す目的で、性行為やわいせつな行為を行うこと。

違反した場合 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

平成31年改正

勧誘行為の禁止／児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止

条例第42条

条例第42条の2

何人も、青少年に対して、次の行為を行ってははいけません。

- 着用済み下着を売却するように勧誘すること。
- 接待飲食等営業（風適法第2条第4項に規定するキャバレー、喫茶店、バー等）又は、性風俗関連特殊営業（風適法第2条第5項に規定するファッションヘルス等）において、接客業務に従事するように勧誘すること。
- 接待飲食等営業のうち、風適法第2条第1項第1号に該当する営業（キャバレー等）の客となるように勧誘すること。
- 児童ポルノ等（児童買春・児童ポルノ禁止法第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。）の提供を求めること。

違反した場合 30万円以下の罰金

場所の提供の禁止

条例第43条

何人も次の行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、そのための場所を提供してはいけません。

- 大阪府青少年健全育成条例の第39条各号に掲げる行為。
- 覚せい剤の使用。
- 毒物および劇物を摂取・吸入したり、させたりする行為。

違反した場合 50万円以下の罰金

製造・販売・所持しない

子どもの性的虐待の記録に係る努力義務

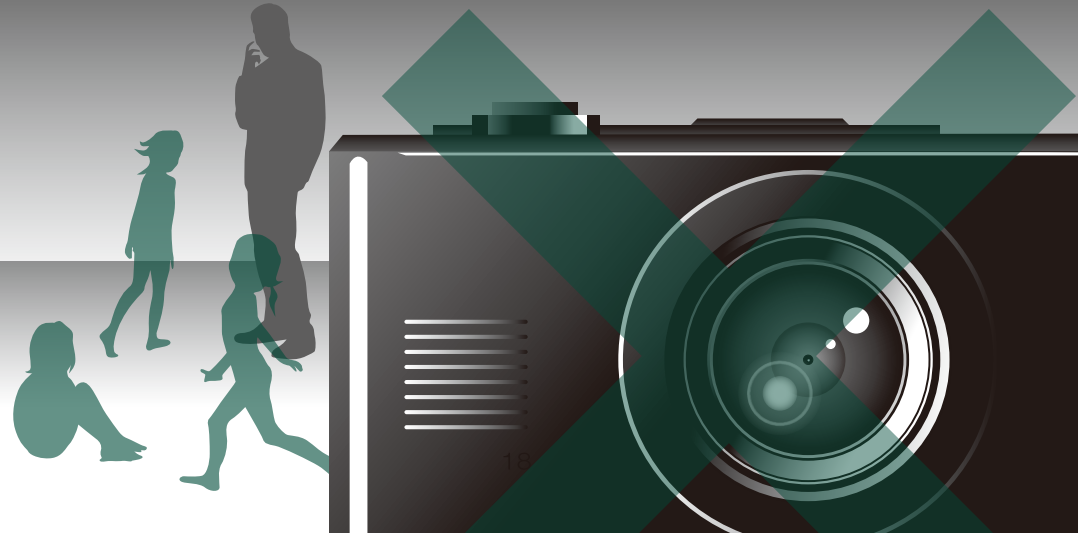
条例第44条

事業者及び保護者は、子どもに対する性的虐待にあたる行為を記録した写真や映像などを、製造したり、販売しないよう努めなければなりません。

また何人も、子どもの性的虐待の記録を所持しないよう努めなければなりません。

子どもの性的虐待の記録の定義

- 刑法第176条から第179条までの規定に該当する行為
- 児童福祉法第34条第1項第6号に掲げる行為
- 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第2条第2項に規定する児童買春
- 児童虐待の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる行為及び同法第3条の虐待
- 大阪府青少年健全育成条例第39条各号に掲げる行為
- 13歳未満の青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為
- 13歳以上18歳未満の青少年の同意を得ず、又は当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させて、当該青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為



社会全体で 取り組んでいきましょう

大阪府は、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を実施する際には、市町村、保護者、地域住民、学校、青少年の健全な育成に関する活動を行う団体と連携・協力することで、社会全体で青少年の健全育成に取り組むことを明確化しています。

青少年健全育成のための施策の策定・実施 条例第4条

●府の責務

府は、青少年の自主性を尊重し、及び市町村と連絡調整を緊密に行いつつ、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を策定し、実施します。また府は、施策の実施に当たっては、保護者、地域住民、学校並びに青少年健全育成団体と連携し協力を行います。



規範意識の向上に関する保護者等の責務 条例第5・6・7条

●保護者の責務

保護者は、青少年の規範意識、公共心及び自らと他者を大切にすることを醸成する等により、青少年を健全に育成することがその本来果たすべき責務であり、自らが青少年の模範となって行動すべきことを自覚し、愛情ある環境の中で青少年を保護し、及び教育するよう努めなければなりません。

●青少年の健全な育成に関する活動を行う者の責務

青少年の健全な育成に関する活動を行う者は、自らが青少年の模範となって行動すべきことを自覚し、その活動を通じて青少年の健やかな成長にふさわしい環境をつくることに努めるとともに、青少年の健全な育成に努めなければなりません。

●事業者の責務

事業者は自らの営業について、社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければなりません。

●府民の責務

府民は、深い理解と関心をもって青少年の健全な育成に努めるとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある社会環境及び行為から青少年を保護するよう努めなければなりません。

青少年健全育成団体等への協力要請 条例第49条

知事は、次に掲げる事項について、青少年の健全な育成に関する活動を行う者及び団体に協力を求めることができる。

- (1) この条例に規定する事項についての普及及び啓発
- (2) この条例の規定による規制に関する調査の実施

青少年 育成団体

自主規制規約

大阪府では条例による規制に加え、一律に定めることができないきめ細やかな基準や内容を、それぞれの業界の実情に応じて定めることができるよう、11業種については、遵守すべき基準について規約等を自ら設定するよう、営業者に積極的な協力を求めています。

条例第10条